第３章　第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画

１．成果目標（サービス提供体制の達成目標）

障がいのある人の地域生活への移行や就労支援、障がいのある子どもの健やかな成長といった課題に対応するため、必要な障害福祉サービスや障害児通所支援等を提供する体制を確実に確保するための目標（成果目標）を定める必要があります。

本計画における成果目標を、国および県の基本指針に基づくとともに、本町や東近江圏域の実情を考慮し、以下の通りに設定します。

（１）施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業の利用やグループホームあるいは一般住宅等へ移行する人の数を見込み、その上で、令和５年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定することが求められています。

国の目標設定の考え方	**①地域生活に移行する人数** 令和元年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本とする。	
	②施設入所者数の削減 令和５年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減することを基本とする。	
本町の目標	**①地域生活に移行する人数**	**０人**
	②施設入所者数の削減	**０人**
	令和５年度末時点での施設入所者数	**５人**

《本町の目標設定の考え方》

本町の令和元年度末時点での施設入所者数は５人となっています。本人の様子やご家族の意思を踏まえると、地域生活への移行は難しいと判断されるため、本町では地域生活移行者数の増加ならびに令和５年度末時点での施設入所者数の削減についての目標値は定めませんが、本人の意思を尊重しつつ、地域生活への移行を希望する方に対して適切に支援できる体制づくりに引き続き取り組んでいきます。

また、滋賀県独自の成果目標である県外施設入所者の県内への転換についても、令和元年度末時点で県外に入所している竜王町民がいないため、目標を定めないものとします。

（２）地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点とは、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの５つを柱としています。

各市町村や各圏域では、地域の実情に応じた創意工夫のもと、地域生活支援拠点等を整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することが求められています。

国の目標設定の考え方	**地域生活支援拠点等の充実** 令和５年度末までの間、各市町村または各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証および検討することを基本とする。	
本町の目標	**地域生活支援拠点等の整備**	**拡充**
	地域生活支援拠点等の運営状況の点検	**年１回**

《本町の目標設定の考え方》

本町では、町内において面的整備での地域生活支援拠点を整備済といえます。各機能の現時点での整備状況は下表の通りですが、将来的には町内での機能整備を目指します。

■竜王町における地域生活支援拠点５機能について

機能	現状	今後の方向性	内容
①相談	**機能あり**	**拡充**	町内で委託実施している障害者地域生活支援センター設置事業、東近江圏域で委託実施している障害者相談支援事業が該当します。今後は、町内での一般相談支援の充実を目指します。
②緊急時の受け入れ・対応	**機能あり**	**拡充**	町内で委託実施している障害者地域生活支援センター設置事業、東近江圏域で委託実施しているセーフティネット等サービス事業が該当します。今後は、町内での受け入れ環境のさらなる拡充に努めます。
③体験の機会・場	**機能あり**	**拡充**	グループホームの体験利用や短期入所、東近江圏域で委託実施している地域生活支援ステップアップ事業が該当します。今後は、町内での受け入れ環境のさらなる拡充に努めます。
④専門的人材の確保・養成	**－**	**検討**	現時点では該当する事業は実施されていません。
⑤地域の体制づくり	**機能あり**	**拡充**	町内法人との定期的な会議を開催しています。今後はより地域の実情に即した支援を展開していくため、町域での自立支援協議会設置に向けた検討を進めます。

（３）福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和５年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定することが求められています。

また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数および事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することも求められています。

<table>
<tr><td rowspan="6">国の
目標設定
の考え方</td><td colspan="2">①一般就労への移行者数
令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上が令和５年度中に一般就労に移行することを基本とする。</td></tr>
<tr><td></td><td>ア．就労移行支援事業
令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。</td></tr>
<tr><td></td><td>イ．就労継続支援Ａ型事業
令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.26 倍以上とすることを基本とする。</td></tr>
<tr><td></td><td>ウ．就労継続支援Ｂ型事業
令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.23 倍以上とすることを基本とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">②就労定着支援事業利用者数
令和５年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">③就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とすることを基本とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">本町の
目標</td><td colspan="2">①一般就労への移行者数</td><td>３人</td></tr>
<tr><td></td><td>ア．就労移行支援事業</td><td>１人</td></tr>
<tr><td></td><td>イ．就労継続支援Ａ型事業</td><td>１人</td></tr>
<tr><td></td><td>ウ．就労継続支援Ｂ型事業</td><td>１人</td></tr>
<tr><td colspan="2">②就労定着支援事業利用者数</td><td>２人</td></tr>
<tr><td colspan="2">③就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合</td><td>－</td></tr>
</table>

《本町の目標設定の考え方》

本町の令和元年度末時点の一般就労移行者数は１人でした。竜王町民のうち、実際に就労支援に関するサービスを利用している方は非常に少ないため、国の指針に基づいた目標を掲げることが適切ではないという考えから、利用者の状況、特別支援学校卒業予定の方の進路等を踏まえ、独自に目標を設定しています。

なお、就労定着支援を提供する事業所が町内に存在しないため、上掲の目標③「就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合」は定めないものとします。

（4）障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることができるよう、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でサービスを提供するための地域における支援体制を整備する目標を定めることが求められています。

<table>
<tr><td rowspan="4">国の
目標設定
の考え方</td><td colspan="2">①児童発達支援センターの設置
令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも１か所以上設置することを基本とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">②保育所等訪問支援の実施
令和５年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">③児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保
令和５年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
およびコーディネーターの配置
令和５年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">本町の
目標</td><td>児童発達支援センターの設置</td><td>充実</td></tr>
<tr><td>保育所等訪問支援の実施</td><td>充実</td></tr>
<tr><td>児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保</td><td>拡充</td></tr>
<tr><td>医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
およびコーディネーターの配置</td><td>継続</td></tr>
</table>

《本町の目標設定の考え方》

児童発達支援センターについては、「竜王町ふれあい相談発達支援センター」に設置されています。保育所等訪問支援についても、「竜王町子ども療育事業所たっぴー」において実施しています。

また、重症心身障がい児に対応できる児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所、ならびに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置については東近江圏域内において確保されています。

今後は、放課後等デイサービスをはじめとした障がい児支援のためのサービスが町内でも提供できるよう、民間事業者の参入も視野に入れながら、サービス提供体制の充実に取り組みます。また、引き続き、関係機関や近隣市町との連携のもと、既存の体制の維持と強化に向け取組を進めていきます。

（５）相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制を充実・強化するため、令和５年度末までに、各市町村または各圏域において、基幹相談支援センターあるいはそれに準ずる、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することが求められています。

国の目標設定の考え方	**相談支援体制の充実・強化等** 令和５年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。	
本町の目標	**総合的・専門的な相談支援の実施**	**検討**
	訪問等による専門的な指導・助言	**検討**
	相談支援事業者の人材育成の支援	**検討**
	相談機関との連携強化の取組の実施	**検討**

《本町の目標設定の考え方》

現在本町および東近江圏域には、基幹相談支援センターに準ずる相談支援体制はありません。今後は、近隣市町や関係機関・事業所を含めて検討を行い、地域の実情に応じた相談支援体制の構築に取り組みます。

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和５年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修への参加や、請求の過誤を無くすための取組等、適正な運営を行っている事業所を確保するための取組を実施する体制を構築することが求められています。

国の目標設定の考え方	**障害福祉サービス等の質の向上** 令和５年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。	
本町の目標	**障害福祉サービス等に係る各種研修の活用**	**継続**
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	**検討**

《本町の目標設定の考え方》

本町の職員は、県の実施する初任者向け研修等に毎年度参加しています。今後も引き続き、職員の資質向上を目的として、県をはじめ、近隣市町が実施する研修等へ、必要に応じて参加していきます。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果については、現時点では、事業所に対して個別に報告や対応を行っている状況です。本町で暮らす障がいのある人は、基本的には東近江圏域においてサービスを利用しているという実情を踏まえると、町単独ではなく、本町を含めた２市２町での分析や共有が望ましいと考えられるため、圏域での共有体制の構築についても視野に入れながら、実施方法について検討していきます。

２．活動指標（成果目標達成のために必要なサービス等の見込量）

（１）訪問系サービス

訪問系サービスには、自宅での食事、入浴、掃除や買い物等の介護を行うサービスのほか、外出時の手助けを行うサービス、自宅での介護と外出支援等を包括的に提供するサービス等が含まれます。

		実績値			計画値		
		H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
居宅介護	人／月	19	20	13	15	16	18
	時間／月	242	227	243	240	256	288
重度訪問介護	人／月	4	4	3	4	4	4
	時間／月	30	30	15	30	30	30
同行援護	人／月	1	3	3	4	5	6
	時間／月	2	9	14	16	20	24
行動援護	人／月	9	10	7	8	9	10
	時間／月	230	242	263	301	338	376
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0

※令和２年度は実績見込値

《計画値の確保策》

第５期計画期間（平成 30 年度～令和２年度）における利用者数や一人当たりの平均利用時間の推移、事業所の新規開設意向等を基に、見込量を算出しました。

アンケート調査結果では、身体・療育では若い世代において訪問系サービスの利用意向が高くなっている一方で、精神では高齢者の利用意向が高くなっていました。

引き続き、障がいのある人の利用ニーズを把握し、適切なサービス利用ができるよう必要なサービスの提供体制の確保に努めるとともに、事業者に対して提供するサービスの質的向上を図るよう働きかけていきます。

また、サービス利用や地域の見守り等のサポートによって自立した生活を営むことのできる能力を有した方が、「親亡き後」でも地域生活を希望する場合を想定し、適切にサービスを提供できる体制の整備を進めていきます。

加えて、同行援護や行動援護等、ニーズが高いにもかかわらず供給が不足している支援については、県等と連携しながら養成を推進し、サービス提供体制の確保に努めます。

（2）日中活動系サービス

日中活動系サービスには、施設において日中の介護等を行うサービス、地域生活を営むためのリハビリテーションを提供するサービス、就労に向けた訓練や就労機会を提供するサービス、医療機関での機能訓練や看護を行うサービス、介助者の緊急時等に一時的に施設に入所するサービスが含まれます。

		実績値			計画値		
		H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
生活介護	人／月	30	32	31	32	33	34
	人日／月	622	628	642	663	684	705
自立訓練（機能訓練）	人／月	0	0	0	1	1	1
	人日／月	0	0	0	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人／月	1	0	0	1	1	1
	人日／月	3	0	0	1	1	1
就労移行支援	人／月	9	7	2	4	5	6
	人日／月	61	53	36	43	54	65
就労継続支援Ａ型	人／月	1	2	3	3	3	4
	人日／月	20	37	51	55	55	74
就労継続支援Ｂ型	人／月	32	32	28	29	30	32
	人日／月	550	518	497	494	511	545
就労定着支援	人／月	0	1	1	1	1	1
療養介護	人／月	3	3	3	3	3	3
短期入所（福祉型･医療型）	人／月	8	7	1	3	5	8
	人日／月	12	10	4	6	10	16

※令和２年度は実績見込値

《計画値の確保策》

第５期計画期間（平成 30 年度～令和２年度）における利用者数や一人当たりの平均的な利用日数の推移等を基に、見込量を算出しました。

アンケート調査結果をみると、自立訓練および短期入所の利用意向は、障害種別を問わず、すべての年齢層において一定の利用意向があることが伺えます。一方で、就労系サービスの利用意向については、身体・精神が 30 歳代を中心として高くなっている一方、療育では 10 歳代以下において利用意向が高くなっています。また、療養介護の利用意向については、身体では 30 歳代以降、精神では 50 歳代以降から利用意向が高まっていることがわかります。

一般就労への移行支援については、ハローワークや働き・暮らし応援センターとの連携による就業支援を引き続き行うほか、地域生活を希望する方への職業訓練実施の推進に取り組みます。また、「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえ、町からの物品・役務の調達について優先的かつ積極的に取り組みます。

障がいのある人の雇用促進については、企業のニーズや雇用実態の把握を進めるとともに、事業主に対する理解促進に取り組みます。また、民間企業に対して、作業所への業務委託や発注の協力要請に努めるとともに、作業所でつくられた製品の販路拡大に取り組みます。

生活介護については、医療的ケアの必要な重症心身障がい者や重度身体障がい者、強度行動障がい者の日中活動の場として受け入れ体制が確保できるように、支援に必要な人員体制や施設整備のかかり増し分の支援について、国や県に求めるとともに、町としての充実策を検討します。

自立訓練のうち、機能訓練については、引き続き県立むれやま荘や県外事業所による支援で対応します。生活訓練については、関係機関と連携を強化し、事業所参入に必要な手立ての検討を始めます。

療養介護については、医療的ケアと常時の介護に対応可能な病院等の情報収集に努め、入所先確保に努めます。

短期入所（ショートステイ）については、特に当圏域で入所施設が少ないことから、短期入所の整備を検討するとともに、高齢障がい者においては、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所等、地域での受け入れ促進を検討します。

また、サービス利用や地域の見守り等のサポートによって自立した生活を営むことのできる能力を有した方が、「親亡き後」でも地域生活を希望する場合を想定し、適切にサービスを提供できる体制の整備を進めていきます。

（3）施設系サービス

施設系サービスには、通所によって生活介護や訓練を受けることが難しい方が入所できるサービスや、障がいのある人が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助や、入浴、排せつ、食事等の介護を行うサービス、地域での一人暮らしをきめ細かく支えるサービスが含まれます。

		実績値			計画値		
		H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
施設入所支援	人／月	6	6	5	5	5	5
自立生活援助	人／月	0	0	0	1	1	1
うち精神	人／月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助	人／月	25	27	27	32	37	43
うち精神	人／月	1	1	1	2	3	4

※令和２年度は実績見込値

《計画値の確保策》

第５期計画期間（平成 30 年度～令和２年度）における利用者数の推移等を基に、見込量を算出しました。

アンケート調査結果をみると、施設入所支援については、障害種別を問わず、年齢が高くなるにつれて利用意向も高くなる傾向がみられます。一方で、共同生活援助については、身体は 20～30 歳代をピークとして利用意向が低下しています。療育については 10 歳代および 30 歳代、精神では 40 歳代および 60 歳代において利用意向が高まっていることがわかります。

施設入所支援については、県内において、特に身体障がい者に対する施設が極端に少なく、県外施設に大きく依存している状況にあります。65 歳以上の方は介護保険制度の利用が優先されることから、基本的には介護保険制度に基づく施設の利用について調整することとなりますが、ご本人の健康状態やご家族も含めた将来の意向も踏まえながら、県内施設での入所について調整を図り、受け入れ体制の確保に努めていきます。

共同生活援助については、グループホーム開設事業費の補助について、国や県の制度について情報を提供し、整備の促進を図ります。

会議でのご意見

○グループホームの整備を進めていくためには、まずは地域の理解が重要である。

○利用希望者が本当に求めるグループホームをつくるためには、ニーズをより詳細に把握することに加え、事業所や法人側の調整も必要。双方が意見を交換できる機会があるとよいのではないか。

○住み慣れた場所でサービスを受けられることがありがたいので、町外でサービスを利用している場合でも、情報を提供してほしい。

（4）相談支援（計画相談等）

相談支援には、障害福祉サービスを利用するすべての人を対象として、サービス等利用計画を作成し、利用状況のモニタリングを行うサービス、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行うサービス、実際に地域に移行した人を対象として、安定した地域生活を営めるよう、障害特性に起因して生じる緊急の事態等に、訪問や相談等の必要な支援を行うサービスが含まれます。

		実績値			計画値		
		H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
計画相談支援	人／月	28	29	27	28	29	30
地域移行支援	人／月	0	0	0	1	1	1
うち精神		0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人／月	0	0	0	1	1	1
うち精神		0	0	0	1	1	1

※令和２年度は実績見込値

《計画値の確保策》

第５期計画期間（平成 30 年度～令和２年度）における利用者数の推移等を基に、見込量を算出しました。なお、地域移行支援、地域定着支援については、利用実績はありませんでしたが、今後予想される地域移行のニーズに対応できるよう計画値を設定しています。

相談支援については、一定の質を確保しつつ、提供体制の量的拡大を図っていくことが必要であり、県等が実施する相談支援従事者研修事業の充実を求めながら、より一層相談支援専門員の専門性の強化、ケアマネジント力の質的向上と量的拡大に努めます。加えて、相談支援事業所との連携を深め合い、利用者目線に立った支援に努めます。

また、介護保険の居宅介護支援事業所や既存の障害福祉サービス事業所の相談支援事業への参入を促す相談支援体制強化等の取組等、町内での特定相談支援事業者と障害児相談支援事業者の確保と新規参入を促します。

（５）地域生活支援事業（必須事業）

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る中で起こる「社会的障壁（バリア）」を取り除くため、人権啓発セミナーの開催や「障害者週間」（12/3～12/9）における情報発信等、障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発活動を通じて、地域住民へ働きかけを行っています。

	実績値			計画値		
	H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
理解促進研修･啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

《計画値の確保策》

より多くの住民や町内企業に啓発し、また障がいのある人の雇用・就労を促進するために、一層の推進が求められます。町内のイベントとの同時開催や町内企業の協力、連携のもとに開催する等、事業を推進します。

②自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、地域における災害対策活動の支援として、災害時要援護者登録を促進しているほか、ヘルプマークやヘルプカードの配布といった、円滑に周囲に援助を求めるための取組等、障がいのある人やその家族、地域の住民等が主体となり、自発的に行う活動や取組を支援しています。

	実績値			計画値		
	H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

《計画値の確保策》

関係部署や近隣市町と連携し、諸団体へ働きかけながら、検討、実施します。

③相談支援事業（一般相談）

障がいのある人等からの相談に応じ、情報提供や援助を行うとともに地域移行や地域での生活を支援しています。

		実績値			計画値		
		H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
障害者 相談支援事業	事業所	5	5	5	5	6	6

※令和２年度は実績見込値

《計画値の確保策》

社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職を配置し多職種連携によるチームアプローチやケアマネジメントの手法を確立し、多問題家族や困難ケース、虐待ケース、成年後見サポートや権利擁護等にも対応できるように相談支援機能強化を推進します。

町における発達障害児者相談支援機能については、関係部署との連携と専門職配置の充実に努め、関係者へのコンサルテーションの推進を図るとともに、総合的な支援事業として、普及啓発活動、研修、情報発信等の取組について機能強化を推進します。

また、町の相談支援体制に加え、東近江圏域共同事業として相談支援事業を共同委託していることも踏まえ、本町を含めた２市２町の連携による相談支援事業を利用しやすい体制の整備にも取り組みます。

④成年後見制度利用支援事業

障がいのある人に、成年後見制度の利用についての必要な情報提供や助言等の支援を行います。

		実績値			計画値		
		H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
成年後見制度 利用支援事業	人／年	0	0	0	1	1	1
※参考 相談件数	件／年	2	3	1			

※令和２年度は実績見込値

《計画値の確保策》

相談窓口や講演会等の町民周知の機会を通じて、成年後見制度の活用等による権利擁護意識の普及啓発を図り、地域での自立した生活を支援します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

東近江圏域において、成年後見制度における後見等の業務を法人が適正に行える体制を整備し、後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

		実績値			計画値		
		H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
成年後見制度法人後見支援事業	人／年	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

《計画値の確保策》

成年後見制度法人後見支援事業については、第５期計画期間中（平成 30 年度～令和２年度）は実施できていません。

法人後見支援については、障害特性や受任期間の長期化等の障がいのある人固有の課題があり、町民後見人の人材育成と活用、支援も含めて、圏域の権利擁護の拠点である「東近江圏域成年後見サポートセンター（Ｅ－ＳＯＲＡ）」等と連携のうえ、今後も体制整備に努めます。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障を伴う障がいのある人に対し、意思疎通支援者の派遣等を行います。

		実績値			計画値		
		H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
手話通訳者派遣事業	件／年	7	13	2	15	15	15
手話通訳者設置事業	延べ人／年	53	156	42	120	120	120

※令和２年度は実績見込値

《計画値の確保策》

県および県聴覚障害者福祉協会に対して、意思疎通支援事業を支える手話通訳者、手話奉仕員の人材育成等を求め、派遣事業の委託契約を継続し必要な場面での意思疎通保障に努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等により、日常生活の便宜を図ります。

		実績値			計画値		
		H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
介護･訓練支援用具	件／年	2	0	1	2	2	2
自立生活支援用具	件／年	3	2	1	2	2	2
在宅療養等支援用具	件／年	1	2	1	2	2	2
情報･意思疎通支援用具	件／年	2	1	1	2	2	2
排泄管理支援用具	件／年	30	34	36	36	36	36
住宅改修費	件／年	2	0	1	2	2	2

※令和２年度は実績見込値

《計画値の確保策》

障がいのある人が安定した日常生活を送るため、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付、情報提供に努めます。

利用者の利便性の向上と自己選択を尊重し、利用者負担の軽減のために、登録業者の拡充と代理受領方式を維持します。

⑧手話奉仕員養成研修事業

日常会話を行うのに必要な手話の語いと手話の表現技術を習得した人を養成し、聴覚に障がいのある人が意思疎通の支援を通して、日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

		実績値			計画値		
		H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
手話奉仕員養成講座	人／年	2	1	2	2	2	2

※令和２年度は実績見込値

《計画値の確保策》

引き続き、聴覚障がいのある人との交流活動の促進の担い手として、日常会話程度の手話表現技術を有する手話奉仕員の養成研修について、東近江圏域共同事業として計画的な取組を実施し、聴覚障がいのある人の自立した日常生活および社会生活を支援します。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、社会参加等に必要な外出時の支援を行います。

		実績値			計画値		
		H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
移動支援事業	延べ人／年	80	89	100	100	105	110
	延べ時間／年	88	104	106	111	116	122

※令和２年度は実績見込値

《計画値の確保策》

第５期計画期間（平成 30 年度～令和２年度）における利用者数や一人当たりの平均的な利用時間の推移等を基に、見込量を算出しました。

今後は、町内事業所や関係機関と協力・連携してサービス適用事業者の拡充にも努めます。

⑩地域活動支援センター事業

精神障がい者等障がいのある人が日中に通う施設で、創作的活動や生産活動を実施し、地域社会との交流を促進します。また、地域の実情に応じ、事業所ごとの特色あるサービスを提供します。

		実績値			計画値		
		H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
地域活動支援センター事業	事業所	2	2	2	2	2	2

《計画値の確保策》

地域活動支援センターへの通所を希望される障がいのある人の把握に努め、関係機関と連携のうえ、事業を継続します。

また、東近江圏域共同事業として、引き続き本町を含む２市２町での連携による提供体制の維持と強化に取り組みます。

（６）地域生活支援事業（任意事業）

①日中一時支援

障がいのある人等に日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労を支援するとともに、一時的な休息の機会を確保します。

		実績値			計画値		
		H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
日中一時支援事業	延べ人／年	48	100	150	150	152	155

※令和２年度は実績見込値

《計画値の確保策》

第５期計画期間（平成 30 年度～令和２年度）における利用者数の推移等を基に、見込量を算出しました。現在、町内に日中一時支援事業所がないため、日中一時支援が必要な障がいのある人の把握に努め、事業者の拡充を図るなど町内で提供できる環境づくりを進めていくとともに、見守りや社会に適応するための訓練等の充実を図ります。

②地域移行のための安心生活支援

町内に居住する障がいのある人等からの様々な相談に応じ、障がいのある人等が地域で安心して暮らすことができるよう、障害者総合支援法に基づいて町が実施する相談支援事業および関係行政機関ならびにサービス実施機関等と連携する中で必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利の擁護のために必要な援助を行うなど、本町における障害福祉の拠点として事業所と連携し、障がいのある人等およびその家族の福祉の増進に努めます。

	実績値			計画値		
	H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
地域移行のための安心生活支援	実施	実施	実施	実施	実施	実施

《計画値の確保策》

本町では、町内法人への委託のもと、「竜王町障害者地域生活支援センター設置事業」として、緊急時の宿泊や体験的宿泊を提供する居室確保事業、ならびに地域生活を支援するための調整を図るコーディネート事業を実施しています。

今後も引き続き、関係団体と連携のうえ、事業を継続します。

③レクリエーション活動等支援

障がいのある人等への余暇活動等支援事業を行い、文化活動や障がい者スポーツを通して、障がいのある人等の文化活動振興、体力増強を支援します。また、これらの活動を地域住民との交流の機会とし、共生社会の実現に努めます。

		実績値			計画値		
		H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
レクリエーション活動等支援	回／年	13	13	0	3	3	3

※令和２年度は実績見込値

《計画値の確保策》

令和元年度までは東近江圏域による余暇支援事業として「よかよか倶楽部」や「東近江よかよかまつり」を実施してきましたが、市町の状況に合わせた内容とするため、令和２年度からは市町ごとの開催となりました。（令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）

今後も近隣市町や関係団体と連携しながら検討、実施します。

④声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な視覚障がい者等のために、音声訳のわかりやすい方法により、町の広報を中心に情報を定期的に提供します。

		実績値			計画値		
		H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
声の広報等発行事業	回／年	12	12	12	12	12	12

※令和２年度は実績見込値

《計画値の確保策》

ボランティアグループによる協力のもと、定期的に声の広報を発行しています。今後も引き続きボランティアグループとの協働体制を維持し、声の広報を定期的に発行していきます。

（7）障害児通所支援

障害児通所支援等には、児童を対象として日常生活における基本的な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練等を行うサービス、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供するサービス、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスが含まれます。

		実績値			計画値		
		H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
児童発達支援	人／月	46	47	17	23	31	43
	人日／月	60	91	62	53	71	99
医療型児童発達支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人／月	11	12	9	10	12	14
	人日／月	81	100	112	94	113	132
保育所等訪問支援	人／月	32	30	11	12	14	16
	人日／月	5	6	11	12	14	16
居宅訪問型児童発達支援	人／月	2	2	0	1	1	1
	人日／月	5	1	0	2	2	2

※令和２年度は実績見込値

《計画値の確保策》

第１期計画期間（平成 30 年度～令和２年度）における利用者数や一人当たりの平均的な利用日数の推移等を基に、見込量を算出しました。

今後は、放課後等デイサービスをはじめとした障がい児支援のためのサービスが町内でも提供できるよう、民間事業者の参入も視野に入れながら、サービス提供体制の充実に取り組みます。また、引き続き、関係機関や近隣市町との連携のもと、既存の体制の維持と強化に向け取組を進め、サービスを必要とする児童とその保護者（家族）のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

（８）障害児相談支援

障害児通所支援サービスを利用するすべての人を対象として、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

		実績値			計画値		
		H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
障害児相談支援	人／月	6	6	3	4	5	6

※令和２年度は実績見込値

《計画値の確保策》

第１期計画期間（平成 30 年度～令和２年度）における利用者数の推移等を基に、見込量を算出しました。

特定障害児相談支援事業者の拡充に努め、事業者との連携を強化し、サービスの提供を図ります。

（９）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

		実績値			計画値		
		H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
配置人数	人／年	1	1	1	1	1	1

※令和２年度は実績見込値

《計画値の確保策》

コーディネーターについては東近江圏域において配置済のため、今後はコーディネーターを中心として医療的ケアを必要とする児童への支援体制を強化していきます。

（10）発達障がいのある人に対する支援

発達障がいのある人の早期発見・早期支援には、発達障がいのある人およびその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がいのある人およびその家族等に対する支援体制を確保することが求められています。

		実績値			計画値		
		H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの支援プログラム等の受講者数	人／年	0	0	0	5	5	5

《計画値の確保策》

本町では、子どもの特性に合わせた接し方について学ぶペアレントトレーニングを実施していますが、発達障がいの特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることに主眼を置いたトレーニングは実施していません。今後は、関係部署による協議や連携のもと、既存のペアレントトレーニングに発達障がいに関する内容を加える等、より広く対応できるあり方について検討していきます。

会議でのご意見

○子育ての現場に携わるなかで、発達障がいに対する支援へのニーズは高まっていると感じている。発達障がいのあるなしに関わらず、子育てに携わるすべての人が、発達障がいについて理解を深めていくことが今後重要ではないか。

（11）相談支援体制の充実・強化のための取組

成果目標でもある「相談支援体制の充実・強化のための取組」に関して、基幹相談支援センターあるいはセンターに準じた役割をもつ相談支援体制が担う各機能について、具体的な目標値を定めることが求められています。

また、滋賀県独自の活動指標として、計画相談支援および障害児相談支援に従事する相談支援専門員の必要数の見込みを設定することも求められています。

		実績値			計画値		
		H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
相談支援専門員の必要数	人／年	0	0	0	2	2	2

※令和２年度は実績見込値

《計画値の確保策》

現在本町および東近江圏域には基幹相談支援センターに準ずる相談支援体制はないため、活動指標の設定をしていません。今後は、近隣市町や関係機関・事業所を含めて検討を行い、地域の実情に応じた相談支援体制の構築に取り組みます。

なお、相談支援専門員の必要数については、町内に計画相談支援事業所がないため、実績値は各年０人となっています。今後は、町内での計画相談支援事業所の設置を図っていくことを踏まえ、本町の計画相談支援および障害児相談支援の利用実績と厚生労働省の調査結果に基づく相談支援専門員１人当たりの担当者数より、計画値を各年２人として設定します。

（12）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標でもある「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」に関して、障害者総合支援法の理念を理解した行政職員の育成に向けた取組について、具体的な目標値を定めることが求められています。

		実績値			計画値		
		H30 年度	R１年度	R２年度	R３年度	R4 年度	R5 年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人／年	2	2	2	2	2	2

※令和２年度は実績見込値

《計画値の確保策》

本町の職員は、県の実施する初任者向け研修等に毎年度参加しています。今後も引き続き、職員の資質向上を目的として、県をはじめ、近隣市町が実施する研修等へ、必要に応じて参加していきます。